

道號戒名等、若懇切則可用反切等例、故今云等也、

〔人名考〕本朝の人の名漢字を用ひられしより此かた、或は文字の音を以てゑるし、

齋色雄命ウツシヨウノミコなど云類なり、後代にて不比等武智麻呂フヒトムチマロなどの類また同じ、

或は文字の訓を以てゑるし

大彦命オホヒコノミコなどいふ類なり、後代にも入鹿イルカ鎌足カマタリなどの類またおなじ、

或は文字の音と訓とを以て併せゑるし

吉備津彦キヒヒツヒコの類は、上二字は音なり、下二字は訓なり、後の代にも藤原の長良ナガナなど、上は訓なり、下は音なり、

其人々の意の欲する儘にゑるしければ、文字の數も定らず、

不比等を不比登とゑるし、馬養ウマカヒを又字合ウツカフとゑるし、長谷雄ハセヲをまた發昭ハセアラとゑるせし類は、一人の名を、或は音にてもゑるし、或は訓にてもゑるせしなり、古より本朝の人々の名をつきしにも、

異朝の如く五ツのいはれありと見えて、是等の事、悉く考て呈せむと思ひ、草按をば立置しものあり、事長ければこゝにはゑるさず、

五十四代の帝、仁明天皇の御時より、始て今の代の人の名の如く、多くは文字の訓をとりて、二字を用ゑる事にはなりたり、

此事は神皇正統記に見ゆ

されば昔の人の用ひし處は、定れる文字もあらず、多くは聖經賢傳の文字を取用ひて、皆々意義ある事共にてありし、世の末ざまになるに隨ひ、文字や、廢れしより、世の人多くは、古人の名に用ひし文字のみを取用ひ、己が名とするほどに、その名とする所、意義もなく、自から文字も定れる様にはなりたり、ましてや近き代にて、西域二合の法に倣て、二字を合て一字となし、其一字の